

香川県週休2日工事実施要領（農業土木）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における現場閉所により週休2日を確保する完全週休2日（土日）工事又は技術者及び技能労働者の交替により週休2日を確保する完全週休2日交替制工事の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 対象工事は、香川県農政水産部において発注する次の工事とする。

（1）完全週休2日（土日）工事

通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く土地改良工事積算基準により積算した全ての農業土木関係工事

（2）完全週休2日交替制工事

土地改良工事積算基準により積算した通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な農業土木関係工事

（対象期間）

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間とする。ただし、年末年始休暇の6日間、夏季休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者が対象外としている期間は含まないものとする。

（休工の定義）

第4条 この要領における休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（休工日の確保）

第5条 完全週休2日（土日）工事における休工日の確保は次のとおりとする。

（1）受注者は、原則として、第3条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合は、この限りでない。

（2）受注者は、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日又は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うことができる。

（3）受注者は、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日又は日曜日に振替を行うことができる。

2 完全週休2日交替制工事の受注者は、第3条にて規定する対象期間の全ての週で、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上の日曜日の確保を行わなければならない。

（入札公告等における記載）

第6条 発注者は、入札公告等に完全週休2日（土日）工事又は完全週休2日交替制工事であることを明示するとともに、特記仕様書に記載するものとする。

(工事着手前の協議)

第7条 完全週休2日(土日)工事の受注者は、工事着手日までに、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

2 完全週休2日交替制工事の受注者は、工事着手日までに、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日の確保を証明する方法を施工計画書に記載するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に、完全週休2日(土日)工事又は完全週休2日交替制工事である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、第5条第1項第2号に基づき休工日に作業を行う場合は、事前に理由、振替対応の有無及び振替日を口頭により工事監督員へ報告しなければならない。

(作業予定日を休工とする場合の措置)

第10条 受注者は、第5条第1項第3号に基づき作業予定日を休工とする場合は、事前に理由、振替対応の有無及び振替日を口頭により工事監督員へ報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第11条 受注者は、農業土木工事共通仕様書1-1-27に規定する出来形数量の提出時に、以下のとおり報告をしなければならない。

(1) 完全週休2日(土日)工事

休工日の確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。

(2) 完全週休2日交替制工事

休日の確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第12条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(工事成績評定)

第13条 発注者は、受注者に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は工事成績評定において考査するものとする。

(アンケート調査の実施)

第14条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力すること。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。